

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 不健全図書類の指定……………
- ……………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)…
- 市街地再開発組合の解散認可……………
- ……………(都市整備局市街地整備部民間開発課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
域の指定解除……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
域の指定……………(同)…
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支
援事業者の指定……………(福祉保健局障害者施策推進部計画課)…
- ……………(福祉保健局障害者施策推進部計画課)…
- 公有水面埋立工事のしゅん功認可……………
- ……………(港湾局離島港湾部管理課)…
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………
- ……………(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)…

告示

●東京都告示第千百十号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第百八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成二十六年八月八日

東京都知事 外 添 要 一

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌 コード及び発行所等	指定理由
四一七二	雑誌	ムীগコミックス ピ ーチシリーズ お嬢様 のアダルトな秘密 五八八一―二一八〇	著しく性的感 情を刺激し、 青少年の健全 な成長を阻害 するおそれが ある。

●東京都告示第千百十一号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第四十五条第四項の規定に基づき六本木一丁目南地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

平成二十六年八月八日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都告示第千百十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第百十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

のとおり告示する。

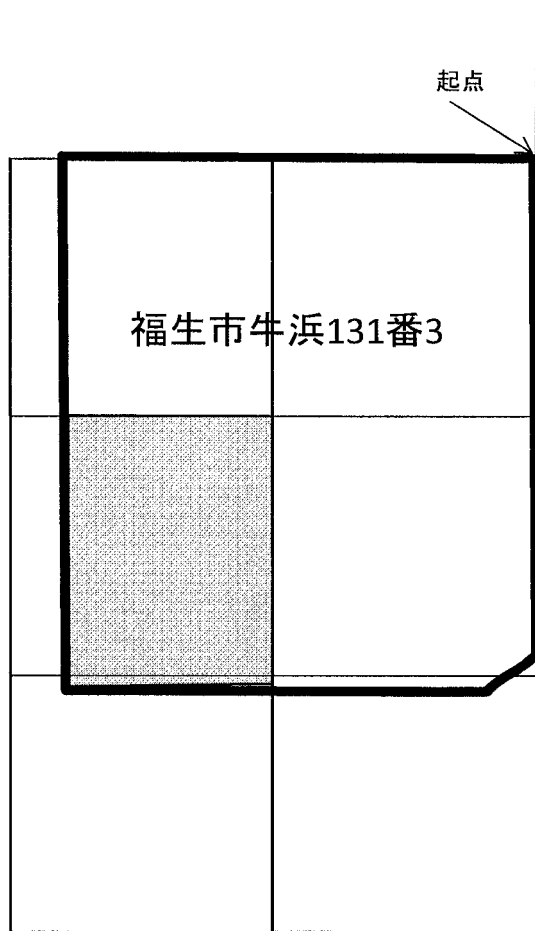
平成二十六年八月八日

東京都知事 外 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(福生市牛浜地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



別図

【凡例】	
	指定を解除する区域
	調査対象地
	単区画境界線

【起点】
 起点は、調査対象地(福生市牛浜131番3)の最北端とする。

【格子の回転角度:56度47分36秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線より構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千百十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

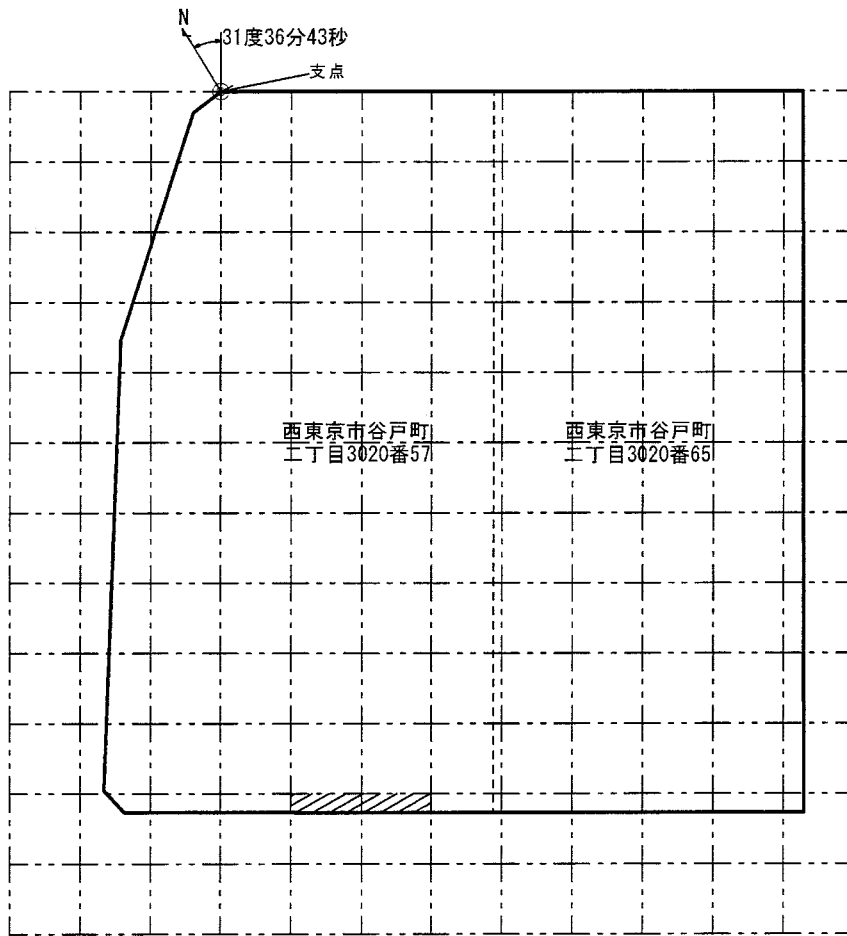
平成二十六年八月八日

東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(西東京市谷戸町二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- - - 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】
 支点は、西東京市谷戸町二丁目3020番57の最北端とする。

【格子の回転角度（31度36分43秒）】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により、構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千百十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十六条第一項及び第五十一条の十九第一項の規定により、平成二十六年二月一日付けで指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者を指定したので、法第五十一条、第五十一条の三十第一項及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年八月八日

東京都知事 舩添 要一

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社BRIDGE	ブリッジ訪問介護ステーション文京小石川	文京区白山3-1-3	身体障害者		
合同会社あひる介護	あひる介護	品川区東五反田2-6-6			
株式会社ヘルシコ	べんぎん介護	世田谷区経堂1-18-16 第2三恵園2号館207号			
株式会社ケア21	ケア21 中野中央	中野区中野2-17-1 スカラベビル1階	身体障害者	知的障害者	障害児
特定非営利活動法人中野の介護と福祉を考える会	介護事業所めだか	中野区新井1-37-12			
エアリケアチーム株式会社	エアリケアチーム株式会社	杉並区西荻南2-10-12-201号	身体障害者	障害児	
特定非営利活動法人システム・ハーイ	イエス サービス	豊島区南長崎6-18-1 キャビットハウス1階	身体障害者		
合同会社幸福	ケアサービス あっぶる	練馬区富士見台2-17-15 フルリオン富士見303			
株式会社K&Tライフケアサービス	OHANA ヘルパーステーション	練馬区大泉町2-54-8			
株式会社ケアリック・アンド・パートナーズ	ケアリック西新井	足立区西新井栄町3-16-21 茂木ビル1階			
日本福祉研究所株式会社	広伸会クラブ	葛飾区東新小岩5-18-1 1階	障害児		
一般社団法人地域福祉推進機構	ぶらねっと さぼーと	江戸川区東小松川2-31-6 レジデンシャル五洋103			
株式会社源治	ハート ケア	江戸川区中葛西3-18-11 ハイツ星102号			
株式会社コメント	にじいろ介護一之江	江戸川区一之江3-2-2 一之江Sビル202号室			
特定非営利活動法人第一若駒の家	COLORS	八王子市打越町347-3	身体障害者		
特定非営利活動法人希望	訪問介護ステーションきぼうの里	青梅市黒沢3-1829-1			

サービスの種類 重度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
株式会社BRIDGE	ブリッジ訪問介護ステーション文京小石川	文京区白山3-1-3
合同会社あひる介護	あひる介護	品川区東五反田2-6-6
株式会社ヘルシコ	べんぎん介護	世田谷区経堂1-18-16 第2三恵園2号館207号
株式会社ケア21	ケア21 中野中央	中野区中野2-17-1 スカラベビル1階
特定非営利活動法人中野の介護と福祉を考える会	介護事業所めだか	中野区新井1-37-12

エアリケアチーム株式会社	エアリケアチーム株式会社	杉並区西荻南2-10-12-201号
特定非営利活動法人システム・ハーイ	イエス サービス	豊島区南長崎6-18-1 キャビットハウス1階
合同会社幸福	ケアサービス あっぶる	練馬区富士見台2-17-15 フルリオン富士見303
株式会社K&Tライフケアサービス	OHANA ヘルパーステーション	練馬区大泉町2-54-8
株式会社ケアリック・アンド・パートナーズ	ケアリック西新井	足立区西新井栄町3-16-21 茂木ビル1階
一般社団法人地域福祉推進機構	ぶらねっと さぼーと	江戸川区東小松川2-31-6 レジデンシャル五洋103
株式会社源治	ハート ケア	江戸川区中葛西3-18-11 ハイツ星102号
株式会社コメント	にじいろ介護一之江	江戸川区一之江3-2-2 一之江Sビル202号室
特定非営利活動法人第一若駒の家	COLORS	八王子市打越町347-3
特定非営利活動法人希望	訪問介護ステーションきぼうの里	青梅市黒沢3-1829-1

サービスの種類 同行援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
株式会社ケア21	ケア21 中野中央	中野区中野2-17-1 スカラベビル1階	
特定非営利活動法人希望	訪問介護ステーションきぼうの里	青梅市黒沢3-1829-1	

サービスの種類 行動援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
特定非営利活動法人ライフサポートいぶき	NPO法人ライフサポートいぶき居宅介護事業所	足立区六月3-1-5 清和マンション	

サービスの種類 短期入所

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
社会福祉法人武蔵野	きたまちハウス	武蔵野市吉祥寺北町4-12-11	知的障害者

サービスの種類 共同生活介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
特定非営利活動法人ありがとう	にっこり	大田区羽田5-24-2

社会福祉法人にりん草	ほか	板橋区三園1-36-10
------------	----	--------------

サービスの種類 就労移行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社KaIen	KaIen秋葉原サテライト	千代田区岩本町3-7-11 神田KSビル4階	精神障害者		
特定非営利活動法人TRY福祉会	ゆい企画(就労移行)	杉並区成田東5-15-21 成宗マンション1階	精神障害者		

サービスの種類 就労継続支援(A型)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
			身体障害者 (聴覚・言語、内部障害)	知的障害者	精神障害者
一般社団法人EARTII BASE	イーストフライト	江戸川区小松川3-2-1 テクノタウン306			

サービスの種類 就労継続支援(B型)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
			身体障害者 (聴覚・言語、内部障害)	知的障害者	精神障害者
一般社団法人EARTH BASE	イーストフライト	江戸川区小松川3-2-1 テクノタウン306			
一般社団法人安観館	チャレンジドハウス安観館 上巻分方	八王子市上巻分方町274-1	身体障害者 (肢体不自由)	知的障害者	精神障害者
社会福祉法人ウイズ町田	第2赤い屋根	町田市玉川学園2-7-13			
一般社団法人あんべるとかいねる	黎音	町田市本町田3486 1-50-101			

サービスの種類 共同生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
社会福祉法人にりん草	ほか	板橋区三園1-36-10

2 指定一般相談支援事業者

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類		主たる対象者
			地域移行支援	地域定着支援	
合資会社介護コーディネーション	ケアコーディネーション	港区六本木1-9-35 六本木ビュータワー411	地域移行支援	地域定着支援	
一般社団法人地域福祉推進機構	相談支援センター ぼこあぼこ	江戸川区東小松川2-31-6 レジデンシャル五洋103	地域移行支援	地域定着支援	

●東京都告示第千百十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号。以下「法」という。)第二十二條第一項の規定に基づき、神湊漁港漁港区域内公有水面埋立てに係る埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年八月八日

東京都知事 外 添 要 一

一 しゅん功認可年月日

平成二十六年八月八日

二 しゅん功認可を受けた者

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都

代表者 東京都知事 外 添 要 一

三 埋立区域

(一) 位置

八丈町三根地先神湊漁港漁港区域内公有水面

(二) 区域

ア 第一工区

次の各地点を順次に結んだ線及び⑧の地点と①の地点を結ぶ平成二十三年の秋分の日の満潮位(D・L・十一・六〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 基準点(漁港原点)(北緯三三度〇七分

四六秒七九〇九、東経一三九度四八分一

九秒二七五四)から三〇七度二八分四〇

秒七八・六六八メートルの地点

②の地点 ①の地点から一四五度一六分五四秒四〇

・八三二メートルの地点

③の地点 ②の地点から三一四度五〇分四二秒一四
・一〇五メートルの地点

④の地点 ③の地点から二八二度二分五三秒一三
・五六二メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から三三七度一六分〇一秒〇・
八五六メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から三五二度五九分四三秒一二
・一七六メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から五〇度四七分二〇秒〇・三
〇八メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から三二一度三四分五九秒五・
〇〇八メートルの地点

イ 第二工区

次の各地点を順次に結んだ線及び⑧の地点と①の
地点を結ぶ平成二十三年の秋分の日の満潮位(D・
L・+一・六〇メートル)における公有水面と陸地
との境界線により囲まれた区域

①の地点 基準点(漁港原点)(北緯三三度〇七分
四六秒七九〇九、東経一三九度四八分一
九秒二七五四)から二八一度三八分五九
秒三一・一〇九メートルの地点

②の地点 ①の地点から六四度〇八分四〇秒一四・
四〇九メートルの地点

③の地点 ②の地点から一四八度一九分一八秒三・
四九二メートルの地点

④の地点 ③の地点から一七一度一六分一九秒八・
一三二メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一五二度〇四分四三秒一
・三七四メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二五一度五五分四三秒一七
・六四三メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から六度二六分〇〇秒一三・九
三一メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から三二五度三〇分三九秒二・
七四四メートルの地点

ウ 第三工区

次の各地点を順次に結んだ線及び⑧の地点と①の
地点を結ぶ平成二十三年の秋分の日の満潮位(D・
L・+一・六〇メートル)における公有水面と陸地
との境界線により囲まれた区域

①の地点 基準点(漁港原点)(北緯三三度〇七分
四六秒七九〇九、東経一三九度四八分一
九秒二七五四)から三三五度〇五分一二
秒一八・九四三メートルの地点

②の地点 ①の地点から六四度〇八分三七秒三七・
九六四メートルの地点

③の地点 ②の地点から一七五度〇二分一八秒一一
・九六六メートルの地点

④の地点 ③の地点から一九五度一分五四秒一一
・九三五メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二二九度二三分四五秒八・
六二五メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二八一度五六分三四秒一〇
・七九五メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三二一度五五分〇七秒九・
九六一メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から三五四度五六分三三秒二・
九一五メートルの地点

(三) 面積

ア 神湊漁港漁港区域内埋立地第一工区 二二三・六
八平方メートル

イ 神湊漁港漁港区域内埋立地第二工区 二八七・三
八平方メートル

ウ 神湊漁港漁港区域内埋立地第三工区 五一八・一
二平方メートル

四 埋立地の用途
漁港施設用地

五 埋立ての免許の年月日及び番号
平成二十四年五月十五日 二十四港島管第五十三号

六 法第二十二条第三項の市町村
八丈町

公 告

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出
について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九
十六号)第六十六条第一項の規定に基づき、(仮称)立川
立飛商業施設計画について、次のとおり着工の届出があつ
たので、同条第二項の規定により公告する。
平成二十六年八月八日

東京都知事 舩 添 要 一
一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在
地
株式会社立飛ホールディングス
代表取締役社長 村山 正道
立川市栄町六丁目一番地

二 対象事業の名称

(仮称)立川立飛商業施設計画

三 工事着手の予定年月日

平成二十六年八月九日

四 工事完了の予定年月日

平成二十七年十月三十一日
五 届出日
平成二十六年七月二十三日

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年八月八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十六年八月八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 表参道ヒルズ
- 二 店舗所在地 渋谷区神宮前四丁目十二番四号
- 三 設置者名 表参道ヒルズ管理組合
- 四 設置者住所 港区六本木六丁目十番一号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 森ビル株式会社ほか八十一名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 森ビル株式会社ほか七十七名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 Deckers Japan 合同会社

八 変更前の小売業者の代表者名 野口 直子

九 変更後の小売業者の代表者名 伊藤 輝希

十 変更日 平成二十五年六月十八日ほか

十一 届出日 平成二十六年七月十七日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間 平成二十六年八月八日から同年十二月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十六年八月八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 浅賀センタービル
- 二 店舗所在地 杉並区下井草五丁目十八番八号
- 三 設置者名 藍屋興業株式会社

四 意見

ア 聴取者 杉並区長

イ 概要 意見なし

ウ 收受日 平成二十六年七月十五日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十六年八月八日から同年九月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 竹の塚第3団地1号棟

二 店舗所在地 足立区竹の塚六丁目七番一〇一〇号

三 設置者名 独立行政法人都市再生機構

四 意見

ア 聴取者 足立区長

イ 概要 意見なし

ウ 收受日 平成二十六年七月十七日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十六年八月八日から同年九月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号(代)

郵便番号
112-0002



この用紙は、再生紙のうえ
リサイクルできます。